平成２５年（フ）第６２３号
埼玉県坂戸市薬師町４番地11　パストラルコート203号室
債務者　平田　直子（旧姓壷内）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７８号
石川県小松市能美町イ129番地
債務者　セイクリッドハートウォーリアーズこと　山崎　哲平
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２１９号
長野県安曇野市穂高5624番地２　クラベールM202
債務者　寺島　章裕
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２０号
長野県安曇野市穂高5624番地２　クラベールM202
債務者　寺島眞由美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３３７号
京都府向日市森本町石田10番地の８
債務者　元村　伸司
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５９７号
大阪市西成区千本北１丁目13番16号、事業所所在地大阪市西成区千本北１丁目13番10号
債務者　鉄板・旬菜タナカこと　田中　敏夫
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１６号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―310号
債務者　勢　　智之
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４３号
大阪府交野市私市１丁目１番６号、前住所京都府相楽郡笠置町大字有市小字西畷64番地
債務者　田代　華子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６４号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1052号
債務者　西本佐和子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５１号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―701号
債務者　岸野　節子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６４９号
大阪市平野区長吉長原東２丁目７番13―108号
債務者　篠﨑　博計
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８８号
大阪府高槻市春日町７番32号
債務者　宇野　計子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９６号
大阪府高槻市大畑町16番16―106号
債務者　塚﨑　享子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２号
福岡県田川郡川崎町大字田原1620番地
債務者　神山　一美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１０３号
福岡県田川郡添田町大字英彦山1176番地
債務者　岡村　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１０４号
福岡県田川郡添田町大字英彦山1176番地
債務者　岡村　明周
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２１２号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ―５―41号
債務者　西藤　隆行
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１１号
大分市緑が丘１丁目７番５号
債務者　緒方　馨和
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係